

○「岡山市民の終活を支援するための条例（仮称）案」意見募集 実施結果

意見募集結果 12 者 15 件

【内 訳】 意見募集フォーム7件、電子メール1件、FAX1件、郵送1件、持参1件、その他1件（匿名電話）

No.	条項等	意 見	意見に対する考え方
1	前文	<p>（前文）以下、上から11行目の「…できることです。」と、上から12行目の「医療、介護、…」との間に、段落を変えて、次の文言を追加。 「例えば、高齢者の単身世帯の中でもいわゆるお元気なおひとり様にとって、病院入院時、施設入所時における身元保証など、またお亡くなられた直後の死後事務（関係先への連絡等）など切実な問題があります。」 （前文）以下、下から2行目に次の文言を追加（下線部分）。 「…市民が取り組む終活を支援し、成年後見制度など社会制度が使えない高齢者の終活支援に係る施策を推進するため、…」 以上、前文が包括的な表現のため、一部具体的な例を付け加えた。 この条例が岡山市民に周知・理解されて、超高齢化社会への一助になれば幸いです。</p>	<p>前文は条例の趣旨や目的を述べています。本条例の前文では、成年後見制度を含め個別の制度について示さず、原案のとおりとします。</p>
2	第2条	<p>1. 市内に住んでいない者は市民ではなくサービスも受けられないのでは？ 2. 終活支援とは具体的にしたい。</p>	<p>1. 市外から本市内に勤務したり通学したりする方でも、市内の勤務先や通学先で人生会議に関する研修を受講する等の終活に関する取組を行うことが考えられることから、市内で終活の取組を行う方を示す趣旨で規定しております。 2. 終活支援の内容については、第7条で基本的施策として規定しております。</p>
3	第2条	<p>第2条（定義） (2) 市民 → 対象の要件（人数・所得・資産）に制約を課さないでください。 （「助けて」と言えなくなります。）</p>	<p>市民の定義にご意見のような要件を付すことは考えておりません。 事業における個々の支援メニューについては、内容に応じて個別に要件が設定されることも考えられます。</p>
4	第2条 全体の感想	<p>事業者というのは、どういう人達を想定しているのでしょうか。 冠婚葬祭業者や遺品整理業者…等も入るのでしょうか。</p> <p>今、身寄りのない人、高齢者も増加していて、できれば終活の相談や委託をお願いできる事業体は、NPO法人とか、公的なバックアップがある人（例えば、ケアマネージャさんのような方、なければ、そういう資格のある人を養成する）が望ましいと思います。 費用等は、サポートを受ける人が、あらかじめ（生前）払うような形？にしては。 又は市民が少しずつ出す（昔、岡山市の損害保険があったような形とか。 今すぐ、どのような形がいいのか言えませんが、有料（あまり高くない値段で）でも公的な人、又は非営利団体のような人がかかわった方が良くと思います。</p>	<p>事業者には、本市内で事業を営む葬祭業者や遺品整理業者も含まれるものとして規定しています。 また、終活に関する相談には、法律の専門家と医療・福祉・介護の専門家などが協力して応じることが適切と考えます。</p>

No.	条項等	意見	意見に対する考え方
5	第3条 第7条 全体の感想	<p>高齢化社会の中、岡山市議会で「終活を支援するための条例」制定に向けてとりくまれていることを歓迎いたします。</p> <p>私は社会保険労務士をしており、今年古希となりました。自分の経験を生かして社会貢献ができればと思い、社労士成年後見センターの会員として成年後見活動を開始いたしました。私にとって成年後見分野は未経験なので、岡山県主催の「市民後見人要請講座」を受講し、勉強をしながら準備をすすめました。</p> <p>そして、現実に成年後見制度を有効に活用するためには、いろんなハードルを解決する必要を感じています。</p> <p>高齢者を取りまく状況は、高齢者人口の増大・単身世帯の増加などで、適切に自分の判断で「終活」をすすめことの大切さは重要さを増しています。</p> <p>同時に、高齢化の中での認知症の増加も深刻な内容として指摘されています。高齢者白書などによれば、認知症は高齢者の5人に1人との推計もあります。市民が主体的に終活を考えすすめることは基本となりますが、不本意にも認知症などの影響により判断能力の低下で自分の意志ですすめることが難しくなる場合もあります。親族等の支えがあれば終末期に向けて対応はできますが、その支えが見込めない場合は成年後見制度に頼る必要があるものと思います。</p> <p>民法でその制度が規定されていますが、その運営のためには成年後見人のなり手がいなければ支えられません。財産もなく、生活保護水準の状況である方々も多く、制度を支える金銭的補助の必要も感じております。</p> <p>終活条例の制定にあたっては、ぜひ成年後見制度の活用も位置付けていただきたいと思います。そして、</p> <p>○基本理念の中に、(4)成年後見制度の周知とともに、可能な制度の支援を行うこと。</p> <p>○基本的施策の中に、(8)成年後見制度に関わる検討を行い可能な対策をとる。を入れるなど、終活時期にある高齢者などが期待できる具体的な改善をお願いいたします。</p>	<p>前文は条例の趣旨や目的を述べています。本条例の前文及び第3条では、成年後見制度を含め個別の制度について示さず、原案のとおりとします。</p> <p>ご意見は本市当局の担当部署へ伝えます。本条例に成年後見制度の活用を個別具体的に規定することは、本条例の趣旨や目的を越えるものと考えます。</p> <p>なお、本市では成年後見制度の利用促進のため、当局担当課において市民後見人養成講座の開催や、岡山市成年後見センターを設けて相談支援を行うとともに、後見人等の報酬の負担が困難な方について、報酬助成制度を設けております。</p>
6	第4条	<p>第4条に3項を追加。</p> <p>(3)「町内会長は民生委員とともに、市民の終活支援に協力し、終活に関する支援情報を提供すること」</p>	<p>市の責務と町内会には直接の関係はないことから、町内会長に終活支援に協力し、支援情報の提供を求めるよう規定することは適切ではないと考えます。</p> <p>民生委員・児童委員が普段の相談・支援活動の一環として市の終活支援に関する情報提供を行うことは考えられますが、民生委員・児童委員の責務として終活支援を位置づけることは適切ではないと考えます。</p> <p>なお、民生委員・児童委員は市の下部組織ではないことから、市の責務としても適切でないと考えます。</p>
7	第4条	<p>第4条(市の責務)</p> <p>2(1)「有機的な連携…総合的に行う」→相談窓口をワンストップ(一本)化して誠実で配慮のある専門職員を配置してください。</p>	<p>本市では、当局の各機関がその専門性を活かしながら多様な課題やケースに対応するべく、各機関が複合的に連携して対応する取組を進めてきました。終活に関する相談においても、他機関が様々な窓口で対応することを予定しています。</p>

No.	条項等	意見	意見に対する考え方
8	第5条	事業者に罰則がない。	本条例の趣旨や目的を踏まえると、事業者に対する罰則規定を設けることは適当ではないと考えます。
9	第6条	<p>第4条において、「終活は、市民自らの主体的な意思によりなされるものであり、取組を行う又は行わないことを強制されるものではないこと。」としつつ、第6条では「市民は、(中略)、適切な時期に終活に取り組むよう努めるものとする。」と努力義務を課しており、矛盾した表現となっています。加えて、第6条における「適切な時期」については、誰にとつての適切な時期か、また、誰がその適切な時期を判断するのが明確ではありません。</p> <p>第4条の理念を生かすのであれば、第6条において「適切な時期」とは、市民自らがそれぞれに判断することを明確にすることが必要であり、「それぞれが判断する適切な時期」や「それぞれが希望する時期」等に変更することが望ましいと考えます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第6条を次のとおり修正します。</p> <p>(修正前) 市民は、終活が自らの将来への不安を軽減し、及び周囲の人への配慮につながることを踏まえ、適切な時期に終活に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>(修正後) 市民は、終活が自らの将来への不安を軽減し、及び周囲の人への配慮につながることを踏まえ、<u>本人の意思により、それぞれが判断する適切な時期に終活に取り組むよう努めるものとする。</u></p>
10	第7条 第8条	<p>(基本的施策) 第7条の中に、「見守りやコミュニティ作りを目指した単身高齢者向けの公営住宅」の増加と同時に、「賃貸市場における高齢者の入居差別撲滅」のための対策を至急講じる。</p> <p>(財政上の措置) 上記の2件を実現するための財政的な措置を行う。</p>	ご意見は本市当局の担当部署へ伝えます。
11	第7条 全体の感想	<p>まず、「基本的施策」のところはかなり具体的な打ち手も記載されていますが、条例の理念を実現するために別途の計画を立案し、その計画に記載した方が良いと思われます。</p> <p>課題も、その打ち手も、状況に応じて変化することが見込まれるからです。</p> <p>次に、計画に記載していただきたい打ち手について、ぜひ、単身者かつ希望者について、意思に依存せずに生存確認をするためのツール(スマホやスマートウォッチなどのセンサーから得られる、人の意思に依存しない生体情報を活用)の展開をお願いしたいと思います。</p> <p>孤独死の定義はまちまちですが、死後に腐敗した体を、親類や知人、役所の方々に晒し、迷惑をかけることは、死者の尊厳を犯すことであり、生きている単身者自身には底知れぬ恐れを抱かせるものです。</p> <p>テクノロジーを活用した生存確認により、岡山市では仮に孤独死をしても、腐敗する前に発見してもらえて、尊厳をきちんと守ってもらえる街となれば、それは岡山市にとって一つの魅力となることが期待されます。</p> <p>私には幸いなことに妻子があり、今は切実な不安はありませんが、将来、子供たちが首都圏に行き、私か妻のどちらかが先立てば、切実な問題となりえます。</p> <p>この条例や、条例に基づく計画、そして具体的な施策がきちんと整備され、一人暮らしかつ健康的に生活している人間(でも突然死しうる)が尊厳を持って最後を迎えることができる街となるよう、心から願っております。お読みいただきありがとうございました。</p>	ご意見は本市当局の担当部署へ伝えます。 本市当局には、本条例の趣旨や目的に共感し、終活に取り組む市民が増えるよう、周知・啓発が進められるよう求めます。

No.	条項等	意見	意見に対する考え方
12	第7条	<p>第7条（基本的施策） (2) エンディングノート → 意思を記録するために「助けて」と言える「受授力」が身につくよう研修会かアドバイスを実施してください。 (7) 「個人情報の詐取…犯罪行為に対する防犯」 → 近年、信じられないことですが、守秘義務がある銀行員、自治体職員、弁護士、司法書士の不正や不祥事が発生しています。金銭財産管理、個人情報の漏えい、名簿が出回ることがないように<u>第三者の監督、監査対策が必要</u>と思います。身元保証事業者の預託金は着服、流用対策として信託契約で分別管理すると安心できると思います。</p>	<p>ご意見は本市当局の担当部署へ伝えます。 特に、エンディングノートの配布時等に、終活の方法や各種制度の説明を行うことは重要と考えます。</p>
13	その他	<p>認知症等精神障害で意思表示が困難な方のために、「成年後見人制度の普及」も加えていただければ幸いです</p>	<p>ご意見は本市当局の担当部署へ伝えます。</p>
14	その他	<p>私自身前期高齢者の上、長年高齢者介護に従事していたので、終活は人ごとではありません。特に身寄りのいない1人暮らしの高齢者の場合、誰が最後まで、その方をサポートするか、大きな課題です。一つ的手段として、成年後見人制度があります。制度へのアクセス、費用面で、もっと利用しやすいものになるとありがたいです。</p>	<p>ご意見は本市当局の担当部署へ伝えます。 なお、本市では成年後見制度の利用促進のため、当局担当課において市民後見人養成講座の開催や、岡山市成年後見センターを設けて相談支援を行うとともに、後見人等の報酬の負担が困難な方について、報酬助成制度を設けております。</p>
15	その他	<p>高齢者のエンディング、終活について新しく条例を制定しようとしているが、これには反対だ。 理由としては利益追求につながるからだ。 終活についての条例は、司法書士、弁護士、寺、葬儀社の順に利益追求につながるの目に見える。 終活は個人の自由であり、本来、条例は利益追求につながるようなものではないことが多いし、利益追求になってはいけない。</p>	<p>本条例は市民の終活への取組を支援し、市が行う終活支援に係る事業の推進を目的として定めるものです。本条例の制定が事業者の利益追求につながるものとは考えておりません。</p>